

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公
表する。

令和元年九月十三日

埼玉県病害虫防除所長 畑

克利

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市	小山商事株式会社 埼玉県行田市	乾牧草	カナダチモシーLowプレー	1.6	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社アイ・コーポレーション 東京都新宿区	同上	同上	カナダチモシー	1.6	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	アルファルファ	31.4	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	トールフェスク	1.6	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都千代田区	同上	同上	オーツヘイ	31.3	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の有無及 び違反の内容
トオカツフーズ株式会社 川口工場 埼玉県川口市	同左	パン屑	1.6	栄養成分－粗たん白質、りん、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。